

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

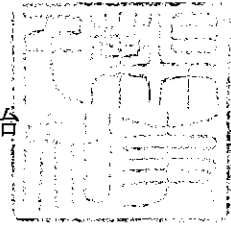
住所 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2966番地35

氏名 株式会社 セオス  
代表取締役 遠藤 恭三

WEB掲示用  
再複写無効  
優良

第14条の4第1項  
第14条の5第1項  
の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年2月20日

許可の有効年月日 平成35年12月21日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 廃PCB等、オ PCB汚染物、カ PCB処理物、キ 廃水銀等、ク 廃石綿等、ケ 特定有害産業廃棄物（鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成18年12月21日	新規許可
平成23年12月22日	更新許可
平成24年7月18日	変更届（住所変更）
平成29年2月20日	更新許可（優良認定）
平成29年3月31日	変更許可（4品目の追加, 有害物質の追加）
平成30年4月11日	変更届（代表者変更, 役員変更）

## 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					—	—	—
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	—	—	—
テトラクロロエチレン				○	—	—	—
ジクロロメタン				○	—	—	—
四塩化炭素				○	—	—	—
1,2-ジクロロエタン				○	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン				○	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン				○	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン				○	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン				○	—	—	—
チウラム					—	—	—
シマジン					—	—	—
チオベンカルブ					—	—	—
ベンゼン				○	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	○		—	—	—
ダイオキシン類		—	○		—	—	—
1,4-ジオキサン		—		—	○	○	—